

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一三―五四

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第七条の三第五項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」に改める。

第十九条の三第二項中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十一条第一項第一号の二に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

三 第十一条第一項第一号の三に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

第十九条の三第三項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条第五項中「第二項第二号」を「第二項第四号」に改め、同条第六項中「第三項第八号及び第九号」を「第三項第六号及び第七号」に改め、同条第七項中「第三項第十号及び第十一号」を「第三項第八号及び第九号」に改め、同条第八項中「第三項第十号」を「第三項第八号」に改める。

附則第七項中「令和二年五月一日から令和二年十月三十一日」を「令和三年五月一日から令和三年十月三十一日」に、「令和二年に」を「令和三年に」に改める。

附 則

この規則は、令和三年二月一日から施行する。